資料３

福島県国土利用計画(第五次)素案に関する意見(市町村意見)とその対応

※ 修正により、本文の頁及び行に変更があった場合は、修正前の頁(修正後の頁)、修正前の行(修正後の行)で示しています。

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
1	全般	－	－	県土利用の現状と課題については、ほぼ同様の認識であり、基本構想及び必要な措置の概要についても概ね理解します。 しかし、人口減少やマイナス成長を意識しすぎており、各所に「他用途への転換を抑制」や「農用地の無秩序な転用を抑制」との表現があることについて、意見があります。県土の現状を維持し、良好な状態で残すことが目的だとしても、抑制だけでは地域の活性化に繋がらないとの懸念があるものです。 確かに従来のように大規模な開発が乱立する時代ではないのでしょうが､本村において国道4号沿線は、優良な農地であると同時に企業等の誘致に適した土地であり、必要に応じて開発や転用を行っていきたいと考えております。 つきましては､「地域の実情に即した計画的かつ適切な土地利用を図る」というような表現に統一していただくよう求めて、意見とします。	原案どおりとします。 県土全体(あるいは７つの地域ごと)の土地利用状況をみると、農用地や森林などの自然的土地利用が減少してきた一方で、有効に活用されない低未利用地が増加してきています。これらをふまえ、計画素案では、基本的な考え方として、低未利用地の有効利用と自然的土地利用の転換抑制を両立させ、自然的土地利用の持つ多面的機能を重視するとしています。 なお、御意見のような点については、計画素案中の「県土利用の基本方針(4)県土利用の総合的マネジメントの推進」で、「～地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。」(8頁18～25行)としており、その際には、地域の土地利用のあり方について、様々な視点をふまえ、地域が主体となって考えていくことが必要であるとしています。
2	１０	３５ ～ ４３	第2章3(2)①農用地	①農用地全般 食料は海外から安く買えば良いという意見が多かった数年前までは、農用地を保全する理由として、副次的なものであるはずの多面的機能を強調する必要があったと思いますが、国内農業の重要性が再認識された現在においては、本来の機能である食料の生産というものをもっと前面に出してもよいのではないかと思われます。	第1章2「県土利用をめぐる基本的条件の変化」(2)産業構造の変化で、第1次産業の重要性が高まりつつある点について記載しています。(2頁32～33(31～32)行)。これをふまえて、第2章3(2)①農用地において農用地利用の基本方向を記載しています。 なお、意見をふまえ、10頁38～39(40～41)行を下記のとおり修正します。 『また、~~農用地が本来持っている~~農業生産の場としての機能のほか、県土保全機能や自然環境保全機能など～』

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
3	１４ １７		第3章1,2	現在、県(都市計画課)では、市街化区域及び市街化調整区域に係る都市計画(区域区分)の第6回定期見直しに着手しており、本市についても県と協議を進めているところであります。 区域区分の見直しについては、今回提示された県国土利用計画に即して都市計画区域マスタープランの策定やそれに基づいた区域区分の見直しが行われることとなりますが、今回ご提示のありました素案の『第3章 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要』で平成26年の具体的な数値目標(P14)が示され、さらに、いわき地域においても、数値目標(P17)が示されており、区域区分の見直しの際にもこの数値目標を一定の指標とする必要があると考えております。 よって、これらの数値の推計と区域区分の見直しに用いるフレーム推計との整合を図っていただくとともに、区域区分の見直しが来年度を目標に作業が進められていることから、国土利用計画の策定と区域区分の見直しについて十分調整していただきますようお願いします。	県国土利用計画及び県土地利用基本計画の策定過程において、都市計画法担当課をはじめとする個別規制法担当課と調整を図っていきます。
4	１８	１５	第4章1(2)農用地の利用転換	国内農業が見直され、食糧自給率の向上が農政の大きな課題となる中で、農業振興に欠かすことのできない生産基盤である農地を確保することは極めて重要なことであると考えると、利用転換に際して「十分配慮する」という表現はこれまでの(農地が減少するのもやむを得ない)というスタンスと変わらないのではないかと感じます。	原案どおりとします。 人口減少や土地需要減少等を背景とした土地利用転換圧力の低下、農業生産、環境保全や県土保全といった視点からみた農用地の重要性の高まりなどから、農用地の利用転換に対する制約も高まりつつあるのではないかと考えます。これらをふまえ、計画素案(第五次)では、第四次計画と比較して、農用地(自然的土地利用)の転換抑制をより強調し、下記のような記載を新たに追加しています。 ○ 県土利用の基本方針 第2章2(1)土地需要の量的調整7頁23行「郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて、～」 ○ 利用区分別の県土利用の基本方向、農用地 第2章3(2)①農用地10頁42～43行(10頁44行～11頁1行)「～本県の農業生産力の向上のうえで重要な

番号	頁	行	項目	意 見 等	意見等に対する対応
					農用地については、他用途への転換を抑制し、～」 ○必要な措置の概要　土地利用転換の適正化 第4章1(1)自然的土地利用の転換抑制18頁9～10行「～低未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用の転換抑制を基本とする。」
5	２３	１５	第4章6(1)国土利用計画法等の適切な運用	『～住民参加の手法や地域の取組事例などの情報の共有により、その策定と運用を支援する。　』 （修正案） 『～住民参加の手法や地域の取組事例などの情報の共有により、その策定を支援し、主旨を尊重した計画の運用に努める。　』 ※市町村計画策定の主旨を尊重する表現を盛り込むべきと考える。	計画を運用する主体は、第一に各市町村であるため、ここでは「運用を支援する」という表現については、原案どおりとします。 なお、意見をふまえ、23頁15～17(23～25)行について、以下のとおり修正します。 「～市町村計画等については、住民参加の手法や地域の取組事例などの情報の共有により、地域の実情に応じた計画の策定と運用を支援する。」